

平成30年12月4日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成30年12月4日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村	忠昭	2番	塩野	拓二
3番	金井	浩三	4番	村井	保夫
5番	隅岡	美子	6番	村岡	清邦
7番	小川	保	8番	古川	幸義
9番	村井	勉	10番	尾崎	忠義
11番	渡邊	美喜子	12番	庄野	克宏
13番	門	瀧雄			

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町長	丸尾	幸雄
副町長	秋山	俊次
教育長	田尾	勝
会計管理者	神原	宏一
町長公室長	山内	剛
総務課長	岡部	登
政策観光課長	河田	数明
税務課長	泉	知典
住民環境課長	石井	克典
高齢者保険課長	多田羅	勝弘
健康福祉課長	富木田	笑子
建設課課長補佐	海田	康弘
産業課長	谷口	賢司
消防長	阿河	弘次
教育課長	竹田	光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野	弘之
書記	前原	成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂き誠に有難うございます。

それでは、ただ今より、平成30年第4回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんお早うございます。最近暖かいというのか過ごしやすい毎日が続いていますが、ちょうど昨日も今治造船の謝恩忘年会ということで今治の方へ行ってまいりました。例年だとコートを持参していかなければ寒いんですけども、昨日はこのままの格好で全然過ごすことが出来ました。その位の暖かさなんだなと思ってます。その暖かさの中で12月1日には桜たんページェントが、これはまねき猫課が行っている桜たんページェントが、桃陵公園の一带とそれと少林寺拳法総本部で行うことが出来ました。昼の3時から夜の8時位まで、7時にランタンを打ち上げましたけども、沢山の方にお越しを頂きました。ちょうど今回2回目なんですけども1回目が今年の2月に行いました。寒い中ではありましたが、その時は延べの人数で7,000人ぐらいが訪れて頂きました。今回は今、発表は1万人って言ってるんですけど1万人以上来てたような感じがしています。延べの人数ですけども。もう3時頃に行った時にはほとんど一杯でした。そして置きランタンとか諸々のものの飾り付けが出来て、春の桜まつりのような錯覚を起こすような、そのような素晴らしいランタンを飾っておりました。これはもう皆様ご存知のとおりではありますけども、タウンプロモーション事業の中で、タウンプロモーション事業というのは多度津のいいところを町外に発信して行こう、また、いいところだけでもまだ埋もれているもの、そういうものを再発見して町外に発信して行こう、町にないものを新たに造って発信して行こうっていうタウンプロモーション事業の中で町の職員が30名近くとそれからいつもお世話になっている町おこしにお世話になってる民間の方々と一緒にコラボして、まさに官民連携の中でまねき猫課が創出をされました。そしてその中で、多度津町は春と夏と秋は大きなイベントがあるのに冬にはイベントがないっていう中で、じゃあみんなでまねき猫課の中で何かイベントを造ろうという、そういう考えの中で出来たのが桜たんページェントであります。これもこの間12月1日にずっと歩いてた時に、あ、これで多度津の冬のまつりが定着しそうだなという感じを受けました。これからも色々ご理解・ご協力頂いておりますけども、これからも暖かく町の職員の一生懸命さを応援して頂きたい。今回も色々出店が来ておりましたが、そういうところは、私どもの若手職員が選んでこういうところが相応しいということで出店をお願いして、快く出店して頂いたということもあります。そういう中で若手の職員、今30人近くって言いましたけども、まねき猫課の職員はほとんどが若手の職員ばっ

かりで、そして今回も若手の職員の創意工夫、アイデアっていうものをひしひしと感じました。そういう職員がこれからも成長して頂いて、そして多度津町の役場の多度津町の行政の屋台骨を背負って頂いて頂ける職員に育って頂きたいなと思ってるところです。これからもますますの変わらぬご理解とご協力をお願い致しますと思っております。今日は12月定例会であります。皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、私どもの提案をさせて頂いております議案に対しまして、慎重審議を頂きたいと願って開会に際してのご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願いを致します。有難うございます。

議長（志村 忠昭）

有難うございました。ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成30年第4回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第4回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番村岡清邦君、13番門 瀧雄君を指名致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。塩野拓二議員。

議会運営委員会委員長（塩野 拓二）

会期の件でございますが、本日12月4日より12月14日金曜日までの11日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より12月14日までの11日間とし、日程については、本日12月4日火曜日提案説明、5日水曜日休会、6日木曜日から7日金曜日一般質問、8日土曜日から10日月曜日は休会、11日火曜日総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、12日水曜日総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、予備日ということにしたいと思っております。それから13日木曜日休会、14日金曜日議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月14日までの11日間とし、先に言いました日程によることに決定を致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は2件で、お手元に配付致しました請願文書表の通りでございます。

尚、タブレットにも掲載しております。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告をしておきます。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告はタブレットに掲載をしておりますので、朗読は省略を致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、山内君。

町長公室長（山内 剛）

お早うございます。

それでは、議案第1号から議案第4号までの4議案につきましては、関連がありますことから、一括して提案説明を申し上げます。

本改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、去る11月6日に勧告どおり閣議決定され、可決公布されました。

本町におきましても、他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

改正の主な内容につきましては、議案第1号では、「議会議員の期末手当」について、議案第2号では、「特別職の職員の期末手当」について、議案第3号では、「教育長の期末手当」について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.05ヶ月分引き上げようとするものです。

議案第4号では、「一般職員の給与」について、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で0.2%引き上げるとともに、勤勉手当について支給月数を年間0.05ヶ月分引き上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.45ヶ月とすることとし、これらの改正措置を平成30年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは、議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成30年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の162.5に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の167.5に改め、既に支給されている6月期分100分の162.5と合わせて、年間支給割合を100分の330とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

第2条関係でございますが、平成31年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の330の半分、100分の165づつ割り振り、6月期は100分の162.5から165に、第1条で改正しました12月期を100分の167.5から165とし、年間支給割合は30年度と同様の100分の330とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第2号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成30年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の162.5に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の167.5に改め、既に支給されている6月期分100分の162.5と合わせて、年間支給割合を100分の330とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

第2条関係でございますが、平成31年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の330の半分、100分の165づつ割り振り、6月期は100分の162.5から165に、第1条で改正しました12月期を100分の167.5から165とし、年間支給割合は30年度と同様の100分の330とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、平成30年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分

の162.5に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の167.5に改め、既に支給されている6月期分100分の162.5と合わせて、年間支給割合を100分の330とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

2条関係でございますが、平成31年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の330の半分、100分の165ずつ割り振り、6月期は100分の162.5から165に、第1条で改正しました12月期を100分の167.5から165とし、年間支給割合は30年度と同様の100分の330とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。

なお、附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、第1条関係ですが、1ページ中段から2ページをご覧ください。

勤勉手当の改正でございます。

第20条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の平成30年12月期の勤勉手当について、100分の5プラスし100分の95に改め、既に支給されている6月期分100分の90と合わせて、年間支給割合を100分の185とするものでございます。

同項第2号の改正は、再任用職員の平成30年12月期の勤勉手当について、100分の5プラスし100分の47.5に改め、既に支給されている6月期分100分の42.5と合わせて、年間支給割合を100分の90とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、2ページ下段から7ページにあります、別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。

再任用職員以外の職員につきましては、新の下線部分、1級の1号級から93号級まで、2級の1号級から125号級まで、3級の1号級から113号級まで、4級の1号級から93号級まで、5級の1号給から93号級まで、6級の1号級から85号級まで給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ400円から1,500円の引き上げとなっています。

再任用職員につきましては、7ページ下段の下線部分、400円の引き上げとなっています。

続きまして、第2条関係です。

8ページをご覧ください。

期末手当の6月期と12月期の支給割合の改正でございます。

年間支給割合については変更ありませんが、6月期と12月期の支給割合を改正するもの

です。

第19条第2項の改正は、再任用職員以外の職員の平成31年度以降の期末手当を年間支給割合の100分の260を6月期と12月期に100分の130づつ半分に割り振り、6月期は100分の122.5から130に、12月期を100分の137.5から130とするものです。

第3項の再任用職員についても、年間支給割合の100分の145を6月期と12月期に100分の72.5づつ半分に割り振り、6月期は100分の65から72.5に、12月期を100分の80から72.5とするものです。

次に勤勉手当の改正です。

8ページ下段から10ページをご覧ください。

第20条第2項第1号の改正は、平成31年度以降の勤勉手当の年間支給割合について、再任用職員以外の職員については、第1条で改正しました6月期100分の90、12月期100分の95から、6月期と12月期に100分の92.5づつ半分に割り振り、年間支給割合を30年度と同様の100分の185とするものです。

第2号の再任用職員については、第1条で改正しました6月期100分の42.5、12月期100分の47.5から、6月期と12月期に100分の45づつ半分に割り振り、年間支給割合を30年度と同様の100分の90とするものです。

10ページ中段からをご覧ください。

附則第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された勤勉手当は、第1条の規定による勤勉手当の内払いとみなすこと、第4項では適用者の在職基準日、第5項ではこの条例の施行に関し必要事項は規則で定めることとしています。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号の4議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第5号、多度津町印鑑条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民環境課長、石井君。

住民環境課長（石井 克典）

失礼致します。

議案第5号、多度津町印鑑条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアの多機能端末機から各種証明が取得できるサービスを中讃広域の2市3町共同で導入することにあたり、印鑑登録証を要せずに印鑑証明書が取得することが出来るように、本条例を改

正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

「多機能端末機による印鑑登録証明書の交付」と致しまして、第15条を「前条に定めるもののほか、登録者は、第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能、次ページをお開き下さい。端末機（本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末装置をいう。）を使用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることが出来る。」を追加し、それに伴い、第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げるものでございます。

なお、附則において施行日は、平成31年4月1日と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第5号、多度津町印鑑条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第6号、平成30年度多度津町一般会計補正予算（第4号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、岡部君。

総務課長（岡部 登）

お早うございます。

議案第6号、平成30年度多度津町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案説明を申し上げます。

1ページをお開き下さい。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額89億5,910万円に、歳入歳出それぞれ、2億280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、91億6,190万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、既定の債務負担行為を廃止するものでございます。

5ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為の補正に記載してありますように、多度津町環境基本計画策定業務委託料につきまして、期間を平成31年度、限度額を460万円を設定した債務負担行為

を廃止するものでございます。1ページにお戻り下さい。

第3条は、地方債の補正です。

6ページをお開き下さい。

第3表、地方債の補正に記載してありますように、河川整備事業を7,600万円に、港湾整備事業を3,210万円に、教育施設整備事業を1,060万円に、漁業施設整備事業を1,540万円にそれぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、農林水産業費、土木費、教育費など、減額補正は、総務費、衛生費となっております。

歳入における増額補正の主なものは、町税、財産収入、繰入金、繰越金など、減額補正は、諸収入となっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

28ページをお開き下さい。

款1. 議会費は、22万1千円の増額補正により、1億1,008万4千円に改めるもので、項1. 議会費、目1. 議会費の増額でございます。

30ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、205万2千円の減額補正により、14億2,308万5千円に改めるもので、内訳は、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、637万8千円の増額。

目4. 会計管理費、7万6千円の増額。

目5. 財産管理費、112万3千円の増額。

目6. 企画費、698万円の減額。

目8. 出張所費、5万3千円の増額。

目10. 交通安全対策費、2万5千円の増額。

項2. 徴税費、目1. 税務総務費、298万8千円の減額

32ページをお開き下さい。

目2. 賦課徴収費、3万3千円の減額。

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費、14万6千円の増額。

項5. 統計調査費、目1. 統計調査総務費、14万8千円の増額でございます。

34ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、743万9千円の増額補正により、30億8,335万2千円に改めるもので、内訳は、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費、214万円の増額。

目2. 国民年金費、26万円の増額。

目3. 老人福祉費、47万4千円の増額。

目7. 障害者福祉費、310万4千円の増額。

項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉費、146万1千円の増額でございます。

36ページをお開き下さい。

款4. 衛生費は3万5千円の減額補正により、7億4,727万1千円に改めるもので、内訳は、

項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費、50万円の増額。

目5. 環境保全費、74万2千円の増額。

項2. 清掃費、目1. 清掃総務費、3万4千円の増額。

目2. し尿処理費、128万8千円の減額。

目3. じん芥処理費、2万3千円の減額でございます。

38ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、1,394万9千円の増額補正により、2億9,970万6千円に改めるもので、内訳は、項1. 農業費、目1. 農業委員会費、8千円の増額。

目2. 農業総務費、15万6千円の増額。

目3. 農業振興費、183万5千円の増額。

目4. 農地費、35万円の増額。

項3. 水産業費、目2. 漁港建設費、1,160万円の増額でございます。

40ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、162万円の増額補正により、8,265万5千円に改めるもので、内訳は、項1. 商工費、目1. 商工総務費、12万円の増額。

目2. 商工振興費、150万円の増額でございます。

42ページをお開き下さい。

款8. 土木費は、1億6,710万2千円の増額補正により、11億8,641万9千円に改めるもので、内訳は、項1. 土木管理費、目1. 土木総務費、1億6,112万3千円の増額。

項2. 道路橋梁費、目2. 道路維持修繕費、350万円の増額。

目3. 道路新設改良舗装費、78万7千円の減額。

目4. 交通安全施設整備費、200万円の増額。

項3. 河川費、目1. 河川総務費、2万円の増額。

目2. 河川改良費、200万円の増額。

目3. 施設管理費、440万円の減額。

項4. 港湾費、目2. 港湾建設費、300万円の増額。

項5. 住宅費、目1. 住宅管理費、64万6千円の増額でございます。

46ページをお開き下さい。

款9. 消防費は、132万6千円の増額補正により、3億6,723万8千円に改めるもので、内訳は、項1. 消防費、目1. 常備消防費、121万5千円の増額。

目2. 非常備消防費、8万1千円の増額。

目4. 防災費、3万円の増額でございます。

48ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、1,323万円の増額補正により、8億3,920万1千円に改めるもので、内訳は、項1. 教育総務費、目1. 教育委員会費、13万4千円の増額。

目2. 事務局費、156万5千円の増額。

項2. 小学校費、目1. 学校管理費、45万円の増額。

目2. 教育振興費、81万2千円の増額。

項3. 中学校費、目1. 学校管理費、22万5千円の増額。

目2. 教育振興費、118万5千円の増額。

項4. 幼稚園費、目1. 幼稚園費、771万5千円の増額。

項5. 社会教育費、目1. 社会教育総務費、18万円の増額。

項6. 保健体育費、目2. 学校給食共同調理場費、42万9千円の増額でございます。

50ページをお開き下さい。

目3. 体育施設費、53万5千円の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお開き下さい。

款1. 町税は、6,000万円を増額補正し、29億4,212万2千円に改めるもので、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税の増額です。

14ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、815万8千円を増額補正し、9億3,770万8千円に改めるもので、内訳は、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、95万円の増額。

項2. 国庫補助金、目2. 農林水産業費国庫補助金、500万円の増額。

目3. 民生費国庫補助金、3万1千円の増額。

目6. 教育費国庫補助金、217万7千円の増額でございます。

16ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、839万8千円を増額補正し、6億7,586万2千円に改めるもので、内訳は、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、47万5千円の増額。

項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金、1万5千円の増額。

目3. 衛生費県補助金、20万円の増額。

目4. 農林水産業費県補助金、354万4千円の増額。

目6. 土木費県補助金、385万円の増額。

目8. 教育費県補助金、31万4千円の増額でございます。

18ページをお開き下さい。

款10. 財産収入は、1,755万9千円を増額補正し、8,474万2千円に改めるもので、項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入の増額でございます。

20ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、3,351万3千円を増額補正し、4億6,851万1千円に改めるもので、項2. 基金繰入金、目2. 財政調整基金繰入金の増額でございます。

22ページをお開き下さい。

款13. 繰越金は、6,492万6千円を増額補正し、1億5,028万8千円に改めるもので、項1. 繰越金、目1. 繰越金の増額でございます。

24ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、305万4千円を減額補正し、2億3,524万2千円に改めるもので、項4. 雑入、目4. 雑入の減額でございます。

26ページをお開き下さい。

款15. 町債は、1,330万円を増額補正し、9億2,430万円に改めるもので、内訳は、項1. 町債、目3. 土木債、450万円の増額。

目5. 教育債、580万円の増額。

目6. 農林水産業債、300万円の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額89億5,910万円に、2億280万円を追加し、91億6,190万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第7号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）、議案第8号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

それでは高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

失礼します。

議案第7号及び議案第8号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第7号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）について、でございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額25億9,750万に、歳入歳出それぞれ7,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,470万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明致します。

まず、歳出について、国12ページをお願いします。

款1、総務費は、60万円増額し、4,994万2千円とするもので、制度改正に伴う国保システムの改修委託料の増額及び人件費の増額により一般管理費を60万円増額するものでございます。

款2、保険給付費は、7,550万円増額し、19億2,281万1千円とするもので、項1、一般被保険者療養諸費は、一般被保険者の療養諸費の増加により、6,000万円増額。

項3、審査支払手数料は、診療報酬等明細書の審査件数の増加により50万円増額。

項4、一般被保険者高額療養費は、一般被保険者の高額療養費の増加により、1,500万円増額するものでございます。

款3、国民健康保険事業費納付金は110万円増額し、6億2,730万円とするもので、退職被保険者にかかる納付金額の変更により、項1、医療給付費分を85万円、項2、後期高齢者支援金等分を25万円、それぞれ増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。

国10ページをお願いします。

款4、県支出金は、7,550万円増額し、19億3,580万6千円とするもので、歳出の保険給付費の増額にあわせて、県が負担する保険給付費等交付金を増額するものでございます。

款6、繰入金は、1,940万円減額し、2億3,840万円とするもので、項1、他会計繰入金は、歳出の総務費の増額により、60万円増額。

項2、基金繰入金は、不要見込である基金繰入金2,000万円を減額するものでございます。

款7、繰越金は、2,110万円増額し、4,039万9千円とするもので、歳入の基金繰入金の減額、及び歳出の国民健康保険事業費納付金の増額に対し、前年度からの繰越金のうち、2,110万円を予算化するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額25億9,750万円を26億7,470万円に改めようとするものでございます。

次に、議案第8号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3,390万円に、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,460万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明致します。

まず、歳出について、直12ページをお願いします。

款1、総務費は、80万円増額し、2,719万1千円とするもので、医師派遣委託料及び人件費の増額等により、総務費を80万円増額するものでございます。

款4、予備費は、不要見込である予備費10万円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。

直10ページをお願いします。

款4、繰越金は、70万円増額し、138万9千円とするもので、歳出の総務費の増額により、前年度繰越金のうち、70万円を予算化するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額3,390万円を3,460万円に改めようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第7号及び議案第8号の提案説明とさせて頂

きます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第9号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課課長補佐、海田君。

建設課課長補佐（海田 康弘）

それでは、議案第9号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億2,390万円に、歳入歳出それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10億2,200万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、総務費、下水道費及び公債費の減額補正で、一方、歳入は、町債の減額補正、繰入金、繰越金の増額補正でございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。

第2表、地方債の補正につきましては、限度額を2億7,690万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。

歳出と致しましては、款1総務費を、93万2,000円減額補正し、2億89万8,000円に改めるものでございます。

これは、主にポンプ場設備保守委託料の減額補正によるものでございます。

款2、下水道費を76万8,000円減額補正し1億6,172万3,000円に改めるものでございます。

これは、主にマンホールポンプ場監視システム交換工事費の減額補正によるものでございます。

款3、公債費を、20万円減額補正し、6億5,937万9,000円に改めるものでございます。

これは、過去の町債における利率見直しによる長期債償還元金の増額及び利子の減額補正によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

款5、繰入金を1億6,224万9,000円増額補正し、4億2,024万8,000円に改めるものでござ

います。

款6、繰越金は、3,055万1,000円増額補正し、3,055万2,000円に改めるものでございます。

款8、町債は、1億9,470万円減額補正し、2億7,690万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額10億2,390万円に、190万円を減額し、10億2,200万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第9号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第10号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいですか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

失礼します。

議案第10号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

介1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額24億8,850万円に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,880万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明致します。

まず、歳出について、介12ページをお願いします。

款1、総務費は、30万円増額し、1億2,635万円に改めようとするもので、項1総務管理費は一般職員の人件費、78万9千円を減額。

項3、介護認定審査会費は介護認定調査員の人件費、108万9千円の増額でございます。

款2、保険給付費は、総額での増減はありませんが、項1、介護サービス等諸費は1,340万円の増額。

最下段になりますが、項2、介護予防サービス等諸費は1,370万円の減額。

介14ページをお願いします。

項7、目1、特定入所者介護サービス等費は30万円の増額でございます。

次に、歳入についてご説明致します。

介10ページをお願いします。

款3、国庫支出金は、44万3千円の減額により、5億1,428万6千円に改めようとするもので、項1、国庫負担金44万3千円の減額でございます。

款5、県支出金は、44万3千円の増額により、3億9,060万1千円に改めようとするもので、項1、県費負担金44万3千円の増額でございます。

款8、繰入金は、30万円の増額により、3億8,236万5千円に改めようとするもので、項1、一般会計繰入金、目4、その他一般会計繰入金30万円の増額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額、24億8,850万円を24億8,880万円に改めようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第10号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第11号、多度津町道の路線認定について、議案第12号、多度津町道の路線変更について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課課長補佐 海田君。

建設課課長補佐（海田 康弘）

議案第11号及び第12号の多度津町道の路線認定及び路線変更について、一括して提案説明をさせていただきます。

はじめに議案第11号、多度津町道の認定路線につきましても、現在、香川県が整備を進めております県道多度津丸亀線について共用部分におけるダブルウェイ区間を町道に移管するものであります。

資料として1ページに認定路線の内容、2ページに位置図、3ページは認定箇所図でございます。

認定路線名としては、町道432号線で、起点は多度津町大字南鴨198番地1地先から終点は多度津町大字道福寺382番地2地先までの延長1,385メートル、幅員3.0メートルから15.4メートルで、町道277号線交差点部分から県道善通寺多度津線交差点部分までの区間を町道認定するものでございます。

引き続きまして、議案第12号、多度津町道の路線変更について提案説明を申し上げます。

変更をお願い致します路線は、栄町二丁目地区の町道201号線であります。

内容につきましては、1ページに認定路線の内容、2ページに位置図、3ページは認定箇所図でございます。

路線の変更については、終点を多度津町栄町二丁目甲17番地6地先から多度津町栄町二丁目甲17番地3地先に変更するもので、県道多度津停車場道隆寺線改良に伴う県道の一部について延長15.6メートル、幅員5.6メートルから12.0メートルの部分の町道認定しようとするものであります。

以上の内容のものを、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定によりまして、多度津町道の路線認定及び変更について、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期するため、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から議案第4号、議案第6号から議案第10号までの9議案を総務教育常任委員会に、議案第5号、議案第11号、議案第12号の3議案を建設産業民生常任委員会に、付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、12議案を会期中の総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて、散会を致します。

どうも有難うございました。

散会 午前10時04分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成30年12月4日  
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記